

## 随意契約結果及び契約の内容

|                           |   |
|---------------------------|---|
| 工 事 の 名 称                 | 令和元年度 揖斐川南部排水機場ポンプ設備修繕工事  |
| 工 事 概 要                   | 2号主ポンプ分解整備 1式、1号自家発電設備更新 1式   |
| 契 約 担 当 官 等 の 氏 名 所 属 所 称 | 分任支出負担行為担当官木曾川下流河川事務所長 村田 啓之<br>桑名市大字福島465  |
| 契 約 年 月 日                 | 令和 元 年 7 月 1 1 日  |
| 契 約 業 者 名                 | (株) 鶴見製作所 中部支店  |
| 契 約 業 者 の 住 所             | 愛知県名古屋市中村区牛田通2-19   |
| 契 約 金 額                   | 114,400,000 円 (税込み)   |
| 予 定 価 格                   | 114,840,000 円 (税込み)   |
| 随意契約によることとした理由            | <p>本修繕工事は、既設設備の機能・性能に影響を及ぼす「分解整備等の修繕工事」であり、分解整備により当該設備内の他の部分への影響などの検討や対策を含むものである。</p> <p>既設設備は、当事務所の工事目的を達成するために必要な「機能・性能」を定めた仕様書等により、当初受注者が独自に開発・設計・製作・据付したもので、製作段階で当初受注者固有の構造・形状となっており、装置形状や構成品が独自の製品を含み、接続条件や動作条件が独自の要件となって一体化された設備である。</p> <p>そのため、本修繕工事は、あらかじめ当初受注者を特定予定者に選定したうえで、参加者の有無を確認する公募手続きを行ったが、参加者がいなかったことから、今回、特定予定者である(株)鶴見製作所と随意契約をするものである。</p> <p>適用法令<br/>会計法第29条の3第4項<br/>予算決算及び会計令第102条の4第3号</p> |
| 工 事 場 所                   | 岐阜県海津市南濃町吉田地先   |
| 工 事 種 別                   | 機械設備工事  |
| 工 期 ( 自 )                 | 令和 元 年 7 月 1 2 日  |
| 工 期 ( 至 )                 | 令和 2 年 2 月 2 8 日  |
| 備 考                       |   |